

令和6年度 安全衛生関係各種講習会実施計画表

(講習の日時・内容は各実施機関にお問い合わせください。)

実施月の鳥、米、倉、湯はそれぞれ鳥取市内、米子市内、倉吉市内、湯梨浜町内で実施することを示します。

鳥取労働局 (https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/)

Main table with columns for training type, implementation organization, and months (April to March). Rows include various technical training, safety education, and certification courses.

※ A. 雇入れ時教育 B. 職長等教育 C. 安全管理者の資格取得研修 D. 安全衛生推進者等の資格取得研修

お問い合わせやお申込みは下表の各実施機関まで

Contact information table listing various organizations (e.g., 建設業労働災害防止協会, 林業・木材製造業労働災害防止協会) and their contact details (phone, fax).

Information regarding the 'Outstanding Exam' (出張試験) for safety and health certification, including dates, locations, and application procedures.

Home page information for the Safety and Health Technology Examination Association and the Tottori Prefecture Labor Bureau, including QR codes and contact details.

# 労働災害防止担当者、危険有害業務従事者等への安全衛生教育は、労働災害防止対策の基本です！

主な安全衛生教育の例を1～5に記載しますが、各項目の各教育はいずれも抜粋したものです。詳しくは法令、通達を確認してください。

鳥取労働局

## 1 作業主任者を選任すべき作業（労働安全衛生法第14条）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする一定の作業について、その作業の区分に応じて、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められています。

詳しくは、[中央労働災害防止協会ホームページ](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_4.html) 作業主任者の選任が必要な業務一覧表（労働安全衛生法施行令第6条号別）(https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05\_4.html) をご参照ください。



作業の名称の一例	作業内容	資格者
はい作業	高さが2m以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く）の集団）のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）	はい作業主任者技能講習修了者
木造建築物の組立て	軒の高さが5メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付け作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習修了者

## 2 就業制限業務（労働安全衛生法第61条）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならないと定められています。

詳しくは、[中央労働災害防止協会ホームページ](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_2.html) 就業制限業務一覧表（免許・技能講習）（労働安全衛生法施行令第20条号別）(https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05\_2.html) をご参照ください。



業務の名称の一例	業務の内容	業務に就くことができる者	備考
クレーンの運転	つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転の業務	クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定免許を含む。）	（※1）床上操作式クレーン運転技能講習修了者は床上で運転し、かつ、運転する者が荷の移動とともに移動する方式のみ運転できる。
	床上操作式クレーン（運転者が荷の移動とともに移動する方式の運転）	クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定免許を含む。）、 床上操作式クレーン運転技能講習修了者（※1）	

## 3 特別教育を必要とする業務（労働安全衛生法第59条第3項）

事業者は、一定の危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと定められています。

詳しくは、[中央労働災害防止協会ホームページ](https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05_3.html) 特別教育を必要とする危険有害業務一覧表（労働安全衛生規則第36条号別）(https://www.jisha.or.jp/campaign/kyoiku/kyoiku05\_3.html) をご参照ください。



教育の名称の一例	業務の内容
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務
伐木等の業務に係る特別教育	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造林の業務（林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象）
テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育	貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務。令和6年2月1日以降は、この特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなりました。（学科4時間、実技2時間）（学科のみ実施し、実技は各事業場とする機関、施行日令和6年2月1日時点において6月以上の当該業務従事歴を有する者については講習を一部省略とする機関があります。） （「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf</a> ）



## 4 安全管理者等に対する教育

次の教育は、安衛法で定められている安全管理者、安全衛生推進者、職長等の資格を得るための教育及び労働災害防止担当者の能力の向上を目的とした教育です。

教育の名称の一例	対象、内容（関係条文又は通達）
安全管理者選任時研修	安全管理者（※2）の資格取得のための研修 【安衛法第11条（安衛則第5条）、H18.2.24 基発第0224004号】
安全衛生推進者養成講習	安全衛生推進者（※3）の資格取得のための講習（法定） 【安衛法第12条の2（安衛則第12条の3）、厚生労働省告示第134号（H21.3.30）】
職長等教育	建設業、製造業（ただし、次の◎の業種を除く。）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業の事業場で、新たに職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、作業を指揮、監督するために必要な知識等の教育【安衛法第60条（安衛則第40条）】 ◎・たばこ製造業、繊維工業（紡績業、染色整理業を除く。）、衣服その他繊維製品製造業、紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。） （令和5年4月から、対象外であった、食品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業も対象になりました。）
安全衛生責任者教育	建設業、造船業で、同一の場所で下請を含めて常時50人以上（ずい道等の建設の仕事、圧気工法による仕事、一定の橋梁の建設の仕事にあっては、常時30人以上）の労働者が従事する現場で、統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせる下請事業場の責任者が対象。 【安衛法第16条】
職長・安全衛生責任者教育	上記の教育を統合し、職長教育12時間+2時間（安全衛生責任者の職務等、統括安全衛生管理の進め方）で実施しています。
職長・安全衛生責任者能力向上教育	職長・安全衛生責任者の職務に従事することとなった後概ね5年又は機械設備等に大幅な変更があったとき 【安衛法第19条の2】

※2 安全管理者は、次の業種で常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、安全管理者の資格を有する者（労働安全コンサルタントのほか、大学、高等専門学校、高等学校等において理系等の学科を修めて卒業し、その後一定期間以上産業安全の実務に従事した経験を有し、安全管理者選任時研修を修了した者等）から選任しなければなりません。

【林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業】

○ 衛生管理者は、業種に関係なく、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生管理者の資格を有する者（第一種衛生管理者免許所持者など）から選任しなければなりません。

※3 安全衛生推進者は、上記（※2）の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、安全衛生推進者養成講習修了者などから専属の者を選任しなければいけません。

（上記※2以外の業種では、衛生推進者養成講習修了者などから専属の衛生推進者を選任しなければいけません。） ※ 安衛法：労働安全衛生法 安衛則：労働安全衛生規則

## 5 化学物質に関する管理体制の強化

令和6年4月から、リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱う、又は譲渡提供をする事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。【安衛則第12条の5】

今回の改正で、リスクアセスメント対象物の製造をしている事業場においては、厚生労働大臣告示により示された「化学物質管理者専門的講習」を受講した者等から選任する必要が義務付けられます。

（「労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要」<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>）



教育の名称	対象、内容
化学物質管理者専門的講習（2日）	リスクアセスメント対象物を製造する事業場を対象として、化学物質管理者（安衛則第12条の5）を選任するための研修です。製造する事業場においては、この講習が化学物質管理者の選任要件となっており、リスクアセスメントの実技をマスターするための3時間の実習を含みます。
化学物質管理者講習に準ずる講習（1日）	リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など、製造する事業場以外の事業場を対象として、化学物質管理者（安衛則第12条の5）を選任するための研修です。事業者が自律的な化学物質管理を任せることができるよう、必要な知識と実務能力を習得します。

化学物質管理者を選任した事業者において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用、保護具の保守管理に関することを管理させる必要があります。選任する人数は事業場の状況に応じて検討することが可能です。

保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することが定められています。【安衛則第12条の6】

例えば、①化学物質管理専門家、②作業環境管理専門家、③労働衛生コンサルタント、④第一種衛生管理者または衛生工学衛生管理者、⑤作業主任者（特化物、四アルキル鉛、鉛、有機溶剤のいずれか）、⑥安全衛生推進者、⑦保護具着用管理責任者教育カリキュラムを修了した者です。（①から⑥の方でも⑦の教育を受講することが望ましいとされています。）

教育の名称	対象、内容
保護具着用管理責任者選任時研修（上級コース）	保護具着用管理責任者選任時研修の講師となることが見込まれる者 保護具着用管理責任者への選任が見込まれる者 研修期間 1. 5日（実技科目3時間、学科科目6時間。）
保護具着用管理責任者選任時研修（基本コース）	厚生労働省が示す所定の科目に準拠し、現場で作業者を指導するための研修 保護具着用管理責任者への選任が見込まれる者 研修期間 1日（実技科目1時間、学科科目5時間。）